

○藤沢市屋外広告物条例施行規則

平成20年3月31日

規則第103号

改正 平成23年9月30日規則第21号

改正 令和7年3月19日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市屋外広告物条例(平成19年藤沢市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域等の告示)

第2条 市長は、条例第2条各号(第6号及び第12号を除く。)の範囲を定め、又は条例第2条第12号の地域若しくは場所を指定しようとするときは、その旨を告示するものとする。これらを変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

(許可の申請)

第3条 条例第7条第2項(第14条第1項の許可について同条第3項において準用する場合及び条例第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、屋外広告物設置等許可申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請書が条例第14条第1項の許可に係るものであるときは、その変更等に係る図書のみを添付すれば足りる。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、取付位置、色彩等に関する仕様書及び図面
- (4) 許可申請手数料計算書
- (5) 広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾書(副本に添付する場合にあっては、その写し)
- (6) 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第24条第1項の登録を受けていることを確認できる書類(申請者が自ら表示又は設置をする場合を除く。)
- (7) 第9条第2項に規定する屋外広告物安全点検報告書(現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合に限る)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の屋外広告物設置等許可申請書が提出された場合においては、その内容

を審査してその適否を決定し、その結果を屋外広告物設置等許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平成23規則21・一部改正)

(許可の期間)

第4条 条例第7条第3項(条例第14条第3項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)の許可の期間は、別表の左欄に掲げる広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)の種類区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める期間とする。

(変更の届出)

第5条 条例第7条第1項、第14条第1項若しくは第2項又は第16条第1項の規定により許可を受けた広告物等を表示又は設置する者(以下「設置者」という。)は、屋外広告物設置等許可申請書の記載事項(設置者、当該広告物等の管理者又は特定屋外広告物安全管理者に係るものに限る。)に変更があったときは、速やかに、屋外広告物設置者等変更届により市長に届け出なければならない。

(特定屋外広告物安全管理者等)

第6条 条例第13条第2項の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第10条第2項第3号イに規定する者
- (2) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認める者

2 条例第13条第3項の規定による届出は、特定屋外広告物安全管理者届を市長に提出して行うものとする。

3 前項の届には、特定屋外広告物安全管理者に該当することを証する書類又はその写し類を添付しなければならない。

(許可を要しない変更等)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 既設の広告物若しくは掲出物件の形状、色彩若しくは意匠若しくは既設の広告物の表示内容の変更を伴わない、又は条例第7条第4項の規定により付された条件に違反し

ない程度の修繕、補強若しくは塗り替えをする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更又は改造であると認める場合

(継続の許可の申請)

第8条 条例第14条第2項の許可に係る同条第3項において準用する条例第7条第2項の規定による申請は、屋外広告物設置等許可申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第9条第2項に規定する屋外広告物安全点検報告書

(2) 許可申請手数料計算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の屋外広告物設置等許可申請書が提出された場合においては、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を屋外広告物設置等許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(点検)

第9条 条例第15条第1項に規定する点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、条例第7条第1項の許可（現に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合に限る。）又は第14条第2項の許可の申請日前90日以内に行わなければならない。この場合において、当該点検の結果、補修を要する箇所があったときは、速やかに必要な補修を行うものとする。

2 前項に規定する点検を行った者は、点検を行った後は、屋外広告物安全点検報告書を作成するものとする。

3 前項の屋外広告物点検報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 広告物等ごとの点検状況及び点検後の広告物等を撮影したカラー写真（当該点検の結果、補修を要する箇所があった場合は広告物等ごとに、補修後の広告物等のカラー写真）

(2) 次項各号のいずれかに該当することを証する書類又はその写し

4 条例第15条第1項の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者

(2) 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で市長が認める講習会の修了者

(3) 第6条第1項第1号に掲げる者

- (4) 第6条第1項第2号に掲げる者
- (5) 第6条第1項第3号に掲げる者
- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認める者

5 条例第15条第1項ただし書の規則で定める広告物は、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）、のぼり旗若しくは広告幕を利用した広告物又は自動車等の外面、電柱、街灯柱若しくは標識柱を利用した広告物その他市長が認めた広告物とする。

（許可申請手数料の減額又は免除）

第10条 条例第17条第3項の規定による手数料の減額の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 海水浴場開設期間中の海水浴場の区域に存する海水浴客の利便に専ら供される施設について、その壁面に直接表示し、若しくは設置し、又は当該施設から突出するもの(条例第8条第1項第7号イに掲げるものを除く。) 5割
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの その都度市長が定める割合

2 条例第17条第3項の規定による手数料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が共催する行事のために表示し、又は設置するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

（除却届）

第11条 条例第18条第2項の規定による届出は、広告物等の除却後速やかに、屋外広告物除却届を市長に提出して行うものとする。

2 前項の届には、当該広告物等を除却した状況を撮影したカラー写真を添付しなければならない。

（保管物件一覧簿の記載事項）

第12条 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第21条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（立入検査証）

第13条 条例第26条第2項の身分を示す証明書は、屋外広告物立入検査員証(別記様式)とす

る。

(広告協定地区の指定)

第14条 条例第27条第1項の規定による申請は、広告協定締結者の代表者が広告協定指定等申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 条例第27条第2項各号に掲げる事項を記載した広告協定書
- (2) 広告協定地区の案内図
- (3) 広告協定の区域を示す図面
- (4) 広告協定締結者が当該申請を行うことに同意していることを証する書面
- (5) 当該申請手続を広告協定締結者の代表者に委任していることを証する書面
- (6) 広告協定を締結した区域内において、広告協定締結者と広告協定を締結していない者を明確にした書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請書が提出された場合においては、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を広告協定指定等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(広告協定地区の変更)

第15条 条例第27条第5項の規定による広告協定の変更の申請は、広告協定締結者の代表者が広告協定指定等申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図書のうち変更に係る図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書が提出された場合においては、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を広告協定指定等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(広告協定地区の廃止)

第16条 条例第27条第5項の規定による広告協定の廃止の申請は、広告協定締結者の代表者が広告協定指定等申請書正副2部を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 広告協定締結者が当該申請を行うことに同意していることを証する書面
- (2) 当該申請手続を広告協定締結者の代表者に委任していることを証する書面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請書が提出された場合においては、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を広告協定指定等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(様式)

第17条 この規則の規定により必要とする書類(屋外広告物立入検査員証を除く。)の様式は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成22年神奈川県条例第87号)附則第2項の規定により屋外広告業を営むことができる者が改正後の第3条第1項の規定により申請する場合の添付図書については、なお従前の例による。

附 則(藤沢市規則第28号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

広告物等の種類		期間
はり紙		1月以内
はり札等		1年以内
電柱又は街灯柱を利用するもの		1年以内
電車又は自動車の外面を利用するもの		1年以内
広告塔、広告板又はアーケードに設置するもの		3年以内
案内板		3年以内
アーチ		3年以内
アドバルーン		1月以内
立看板等	紙張又は布張	1月以内
	木製又は金属製	3月以内
のぼり簾		6月以内
広告幕		6月以内
標識柱を利用するもの		1年以内

別記様式(第13条関係)

別記様式(第13条関係)

5.4
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

第 号
屋 外 廣 告 物 立 入 検 査 員 証
氏 名
年 月 日生
上記の者は、藤沢市屋外広告物条例第26条第1項の規定による立入検査を行 う職員であることを証明する。
年 月 日交付
藤 沢 市 長 印

8.6 センチメートル

